

「令和8年度 BI ツールを活用した地域公共交通施策の効果検証業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和8年度 BI ツールを活用した地域公共交通施策の効果検証業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する手続等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の業務概要等
- (2) プロポーザルの参加等に係る手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実績
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施計画
- (4) 業務の実施手法、具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

各事項の詳細は、別添「提案書評価基準」で確認すること。

- (1) 業務経歴
 - (2) 実施体制
 - (3) 取組姿勢
 - (4) 趣旨の理解
 - (5) 業務内容
 - (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- 2 事務局において、業務経歴をもとに書類審査を行う。
 - 3 提案の評価にあたって、提案者（書類審査通過者）にヒアリングを行うものとする。
 - 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、評価委員会を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 道路・交通政策局 交通政策部 総務課長
副委員長 道路・交通政策局 交通政策部 交通政策課長
委員 道路・交通政策局 交通政策部 地域交通推進課長
道路・交通政策局 交通政策部 バス交通担当課長
都市整備局 企画部 企画課長
政策経営・国際戦略局 データ経営部 データ経営課長
健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢健康福祉課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代行する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 評価の結果、採点が同点の場合は、委員長が評価の順位を定めるものとする。
 - 6 委員長は、評価結果を道路・交通政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
 - 7 評価委員会は、非公開とする。
 - 8 事務局は、道路・交通政策局交通政策課におくものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年4月2日から施行する。